

横浜市産学共同研究センター及び
横浜新技術創造館
(リーディングベンチャープラザ)
機械警備業務委託仕様書

公益財団法人 横浜企業経営支援財団

**横浜市産学共同研究センター及び
横浜新技術創造館（リーディング ベンチャー プラザ）
機械警備業務委託仕様書**

1 目的

この機械警備業務は、横浜市産学共同研究センター（以下「JRC」という。）及び横浜新技術創造館（リーディング ベンチャー プラザ） 1号館及び2号館（以下「LVP」という。）において、関係法令を遵守し、両施設の火災及び盗難を予防するとともに、その他の不良行為を排除し、甲の施設部分の保全並びに円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 用語の定義

本仕様書の用語は次のとおりとする。

- (1) 甲： 公益財団法人横浜企業経営支援財団
- (2) 乙： 機械警備業務を甲から受託する者
- (3) 保守管理者： 甲の指定する者で甲の代わりに統括的に施設を管理する者

3 業務契約期間

契約期間は次のとおりとする。

契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

4 警備対象物

警備対象物は次の施設とする。

- (1) 所在地： 横浜市鶴見区末広町1-1-40
名称： 横浜市産学共同研究センター実験棟及び研究棟（「JRC」）
※ <https://www.idec.or.jp/shisetsu/jrc/> 参照。
- (2) 所在地： 横浜市鶴見区小野町7-5-1
名称： 横浜新技術創造館（リーディング ベンチャー プラザ）
1号館及び2号館（「LVP」）
※ <https://www.idec.or.jp/shisetsu/lvp/> 参照。

5 警備任務

警備任務は次のとおりとする。

- (1) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止
- (2) 事故確認時における関係先への通報及び連絡
- (3) 報告書の提出

6 機械警備

乙は、既設の警備装置を使用し、業務を実施するものとする。ただし、警備装置について、乙の申し出により甲が特に必要と認めたときは、乙の負担において必要最小限のものを別途設置することを妨げない。この場合において、契約の終了又は中途解約時における乙が設置した警備装置の撤去に伴う費用は、乙の負担とする。

7 警備装置の仕様及び条件

警備対象箇所は、別添、機械警備装置設置場所一覧のとおりとし、警備方法は次の条件を満たすものとする。

- (1) 警備装置の種類及び設置数については、別添、機械警備装置設置場所一覧に記載した既設のものとする。
- (2) 契約期間の初日から、遅滞なく確実に業務を開始すること。
なお、契約期間の初日から機械警備が開始できないと認められるときは、機械警備による業務が確実に開始できるまでの間は、人的警備により対応すること。
- (3) 停電及び電話不通に備え、通信回線の断線監視を行うこと。

8 警備運営上の権限

甲は、乙に対し警備業務遂行の為に必要な警備上の権限を付与するものとする。

9 警備実施時間

甲からの警報装置作動開始の信号を受けたときから始まり、甲からの警報装置作動解除の信号を、受けたときに終わる。

なお、警備実施時間は次のとおりとする。

- (1) 平日： セット時～翌日解除時
- (2) 休館日： 終日とする。
ただし、火災の感知については、24時間監視とする。

10 警備実施要領

警備実施要領については、次のとおりとする。

(1) 警備機構

- ア 警備対象物で発生した異常事態を乙の事業所へ自動的に通報する機能を有する。
- イ 乙の事業所： 乙は、警備実施時間中警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に機動隊との連絡を保持する。
- ウ 機動隊： 常に乙の事業所と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備える。

(2) 警備開始時と終了時における取扱い

ア 警備開始時における取扱い

(ア) 甲における取扱い

- ① 甲の最終退室者は防火・防犯・その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。
- ② 次に最終退室者は施錠した後、外部に設置したオペレーションターミナルをON（警戒）の状態にセットする。

(イ) 乙の事業所における取扱い

甲の最終退室者のオペレーションターミナルの操作により自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し警備を開始する。

イ 警備終了時における取扱い

(ア) 甲における取扱い

甲の最初の入室者は、入室前に外部に設置したオペレーションターミナルをOFF（解除）の状態にセットする。

(イ) 乙の事業所における取扱い

甲の最初の入室者の、オペレーションターミナルの操作により、自動的に表示されるOFF（解除）の信号を確認し警備を終了する。

(3) 警備実施時間中における甲の入室

原則として認めない。ただし、やむを得ない場合のみ次の要領により行う。

甲の届出の緊急連絡者は乙（事業所）に対し警備中断の申し入れをし、オペレーションターミナルを操作した後、甲の責任において処理するものとする。

甲の臨時入室中の警備は、甲の責任において実施する。

1 1 異常事態発生における乙の処置

異常事態発生における乙の処置については、次のとおりとする。

(1) 警報受信装置により甲の警備対象物に異常事態が発生したことを確知したとき、乙は機動隊を速やかに急行せしめると同時に甲の事務所に異常信号の内容を電話連絡にて知らせ異常事態の拡大防止にあたる。

なお、事務所とは横浜市産学共同研究センター管理事務室を指す。（TEL045-508-7450）

また、夜間休日等不在の場合は甲の指定する緊急連絡先へ電話連絡するものとする。

(2) 警備対象物に到着した機動隊は、異常事態を確認後事務所へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。

(3) あらかじめ届出のある甲又は保守管理者の当該緊急連絡先へ連絡する。

1 2 報告書等の提出

警備装置からの異常信号により機動隊が警備対象物に出動した場合は、乙は甲に対し出動記録を書面にて報告するものとする。なお、出動の有無にかかわらず、警備状況について、乙は、毎月1回、甲の指定する期日までに警備報告書として甲へ提出するものとする。

1 3 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲乙相互に預託し預託された鍵は、それぞれが厳重な取扱いと保管をなすものとする。

1 4 原状回復

本件機械警備業務が終了した場合、乙は、設置した警備装置一式について、乙の負担において撤去するとともに、可能な限り原状回復工事を行うものとする。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

1 5 警報装置の保守点検

乙は、甲の警備対象物に設置した警報装置の機能について、適宜保守点検を行うものとする。

また、警報機器の故障等により作動に異常をきたしたときは遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。なお、警報機器の保守点検にかかる費用は本業務の委託料に含むものとする。

1.6 甲の緊急連絡者名簿の提出

- (1) 甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。
- (2) 緊急連絡者名に変更のある時は、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

1.7 その他

本仕様書は、機械警備業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載がない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならない事項はもとより、甲乙が協議の上定めた事項については、乙がその内容を周知徹底し、誠実に業務を遂行するものとする。

1.8 協議事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、文書にて取り決めるものとする。